代理交付の要件及び疎明資料確認表

・マイナンバーカードは、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により市役所に出向くことが困難であると認められるときに代理人に対して交付することができるが、その際、出向くことが困難であることを疎明する資料（**疎明資料**）の提示を求めています。

やむを得ない理由	疎明資料
成年被後見人	代理権を証する書類
被保佐人、被補助人	代理権を証する書類
中学生、小学生、未就学児	不要
75歳以上の高齢者	不要
長期入院者	入院診療計画書、領収書、診療明細書、病院長が作成する顔写真証明書
障害者	障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証
施設入居者	施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書、ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
妊婦	母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書、受診券
長期（国内外）出張者	会社の辞令、 海外出張の場合出国していることがわかるパスポートの写し
海外留学	査証のコピー、留学先の学生証のコピー
高校生・高専生	学生証、在学証明書
ひきこもり状態にある者、心の問題など何らかの理由で自宅にいる者	公的サービス等の従事者が作成する書類